

# 全体構想

## < 目 次 >

<b>I 都市づくりの理念と目標</b>	
1 将来都市像	1
2 都市づくりの理念	1
3 都市づくりの基本目標	2
4 将来展望人口	4
<b>II 将来の都市構造</b>	
1 基本的な考え方	5
2 将来都市構造の設定	6
<b>III 都市づくりの基本方針</b>	
1 土地利用の方針	7
2 都市交通の方針	12
3 都市施設の方針	14
4 都市環境の方針	17
5 都市防災の方針	19

## I 都市づくりの理念と目標

### 1 将来都市像

本町の最上位計画である「第6次白老町総合計画」では、人口減少下においても将来にわたり町民が心豊かに暮らすことができる、持続可能なまちづくりを目指すこととし、以下に将来像を掲げています。

第2次白老町都市計画マスタープランにおいても、第6次白老町総合計画で掲げる将来像を継承し、都市計画の分野から、その実現に向けたまちづくりを展開していくこととします。

#### 【白老町の将来像（第6次白老町総合計画より）】

「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」

### 2 都市づくりの理念

第2次白老町都市計画マスタープランでは、第6次白老町総合計画で掲げる将来都市像を基軸としつつ、前章で導き出した都市づくりの方向性等を総合的に勘案しながら、以下のとおり「都市づくりの理念」を定めます。

#### 【都市づくりの理念】

#### 戦略的な縮充による持続可能な都市づくり（案）

人口減少や高齢化を背景とした都市の低密度化は、まちの活力を奪い、地域コミュニティを弱体化させます。今後の人口減少社会に対応していくためには、ただ単に縮むのではなく、戦略的に縮むことにより、まとまりの力を引き出しながら、町民一人ひとりの「生活の質」を高めていくことが重要です。

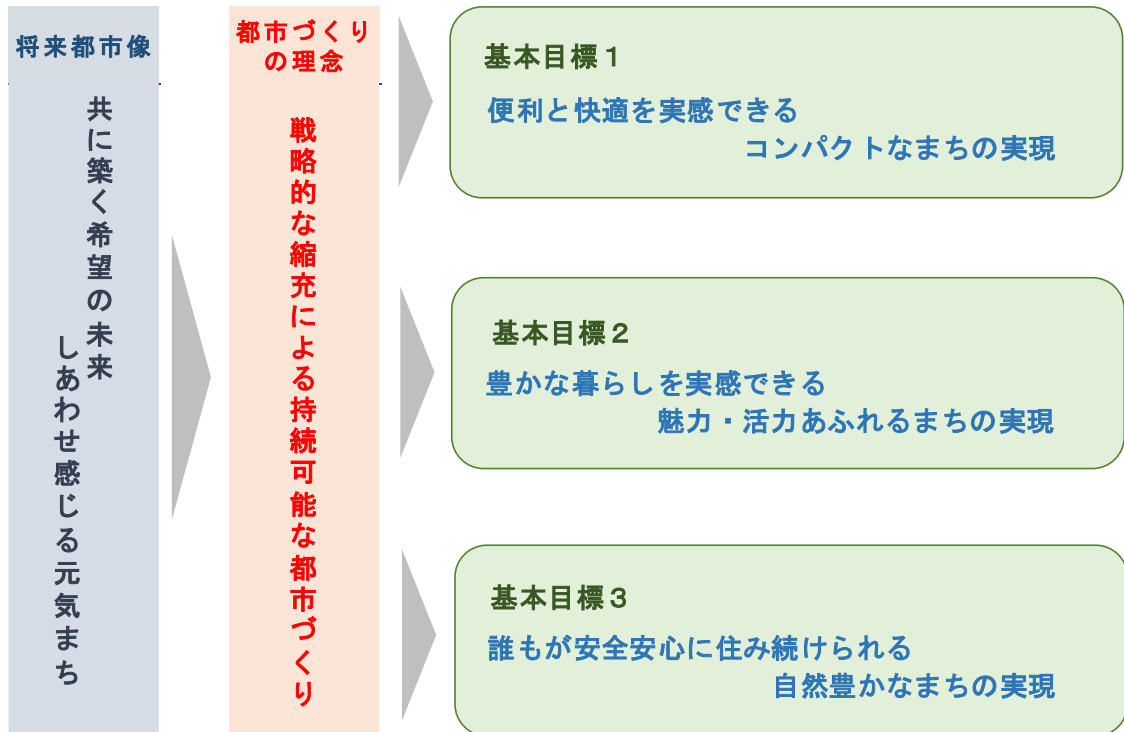
社会の成熟化に伴い人々のライフスタイルが変化し、価値観が多様化する中、縮小しながらも充実を図る「縮充」の視点が、これからの都市づくりに求められます。

そのため、まちを構成する全ての人々が、それぞれの幸せを実感できるよう、「縮充」の視点に立ち、将来にわたりまちを持続的に発展させていくための新たな価値を共に創り上げていくことが大切です。

※ 「縮充」とは、人口や税収が縮小しながらも地域の営みや住民生活が充実したものになっていくことを表します。

### 3 都市づくりの基本目標

将来都市像と都市づくりの理念を踏まえ、今後の都市づくりにおける基本目標を設定します。



#### 基本目標 1 便利と快適を実感できるコンパクトなまちの実現

暮らしの場には、日常的な買い物などを支える商業施設をはじめ、行政、子育て、教育、医療、福祉、介護などの様々な施設が必要です。しかし、人口減少によりまちの低密度化が進むと地域での生産性が低下し、生活サービスの維持が困難となります。

このため、都市機能や居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、集積のメリットを活かした都市づくりを進めることで、一定レベルの人口密度を維持できる、持続可能なまちの実現を目指します。

また、各拠点を道路や公共交通でネットワーク化し、環境にやさしくアクセスしやすい交通体系を構築することで、便利と快適を実感できるコンパクトなまちの実現を目指します。

- 人口減少・少子高齢社会に対応したコンパクトなまちづくり
- 生活環境が整った快適な住環境づくり
- 誰もが便利で快適な交通環境づくり

## 基本目標 2

### 豊かな暮らしを実感できる魅力・活力あふれるまちの実現

まちの賑わいや活気を生み出すためには、交流人口や関係人口等の拡大によるヒト・モノ・カネの動きの活性化が必要です。本町では近年開業したウポポイを観光振興の要として位置付け、これまで地域資源を活かした観光拠点の整備や観光ネットワークの形成などに取り組んできました。

これからは、交流人口等がもたらす経済効果により、多彩な地域資源を効果的に活用し、何度も訪れたい魅力あふれるまちの実現を目指します。

一方、サービス産業が多い本町において町内の生産力を向上させるためには、密度の経済を発揮した効率的な事業活動等が求められます。加えて、働く場の創出に向けた更なる企業誘致の推進も必要です。

今後においては、店舗や事務所、公共施設などの都市機能の集積化による、地域経済の活性化や都市経営の健全化を進めると同時に、空家・空き店舗等を活用した多様な働く場の創出をはじめ、既存工業団地への新たな企業の誘致と地場企業の移転集約等を推進しながら、活力あるまちの実現を目指します。

- 観光振興と交流・賑わいづくり
- 活力あふれる産業基盤づくり
- 都市経営の視点をもったまちづくり

## 基本目標 3

### 誰もが安全安心に住み続けられる自然豊かなまちの実現

本町は、市街地の外縁を包む豊かな緑や多くの河川を有しており、良好な自然景観や生活に潤いを与える一方で、近年の異常気象による災害リスクの高まりから、防災・減災のための住まい方や土地利用のあり方が課題となっています。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による新たな津波浸水想定に基づく今後の都市づくりのあり方についても検討が必要です。

これからは、ソフト・ハードの両面から防災・減災に向けた取組みを強化していくとともに、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転の促進などに努め、誰もが安全安心に住み続けられるまちの実現を目指します。

さらに、地球環境問題に対応するため、効率的なエネルギーの利用と温室効果ガスの発生を抑制する、環境負荷の小さい低炭素なまちの実現を目指します。

- 災害に強いまちづくり
- 環境にやさしい水と緑のまちづくり
- 環境負荷の小さい低炭素なまちづくり

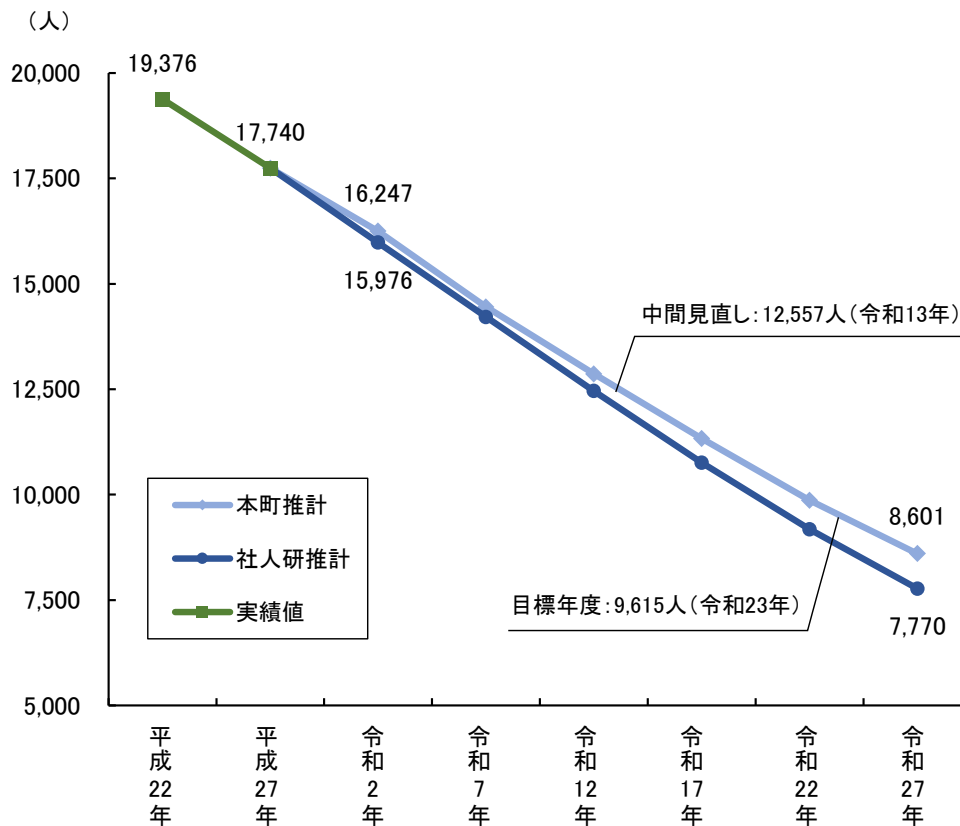
#### 4 将来展望人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が、平成 30 年 3 月に公表した推計値によると、本町の人口は現在の人口動向が続いた場合、令和 22 年（2040 年）には 9,180 人まで減少するとされています。

一方、人口ビジョンにおける本町が目指す将来展望においては、自然増対策と社会増対策に取り組むことにより、令和 23 年（2041 年）の人口を 9,615 人まで抑制することとしております。

本町の最上位計画である第 6 次白老町総合計画は、白老町人口ビジョンに基づき目標人口を設定していることから、本マスタープランにおいても人口ビジョンとの整合性を考慮し、将来展望人口を設定します。

	令和 13（2031）年度 中間見直し	令和 23（2041）年度 目標年度
将来展望人口	12,557 人	9,615 人

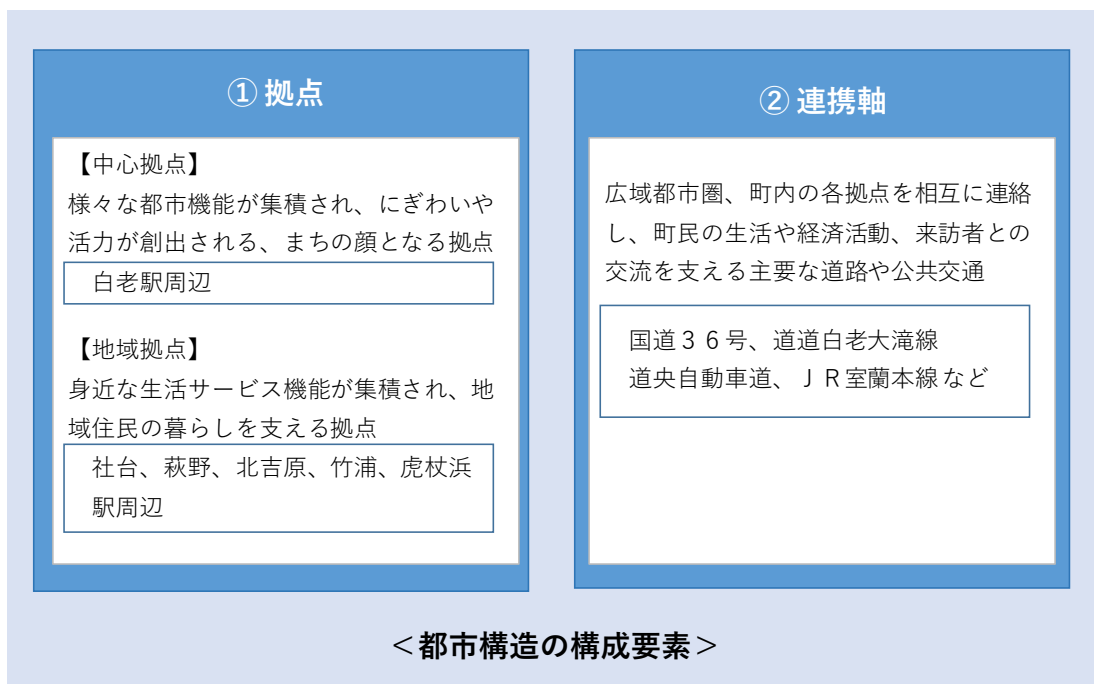
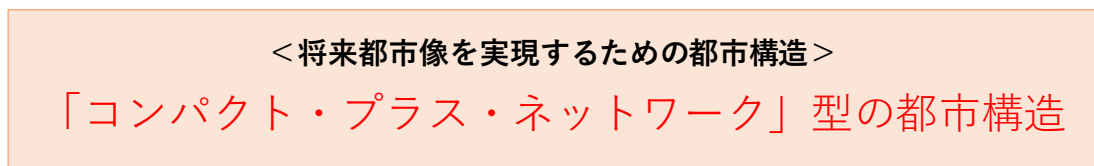
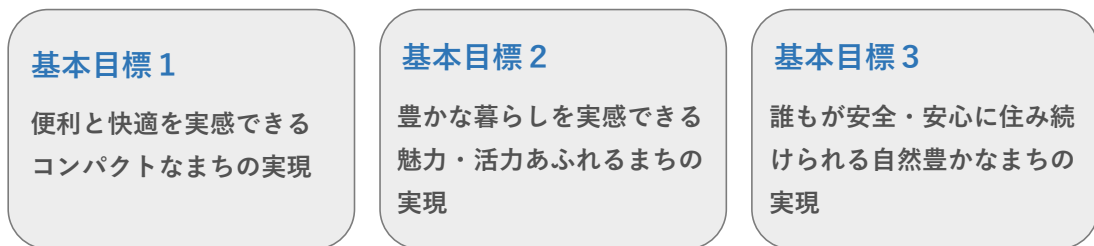


## Ⅱ 将来の都市構造

### 1 基本的な考え方

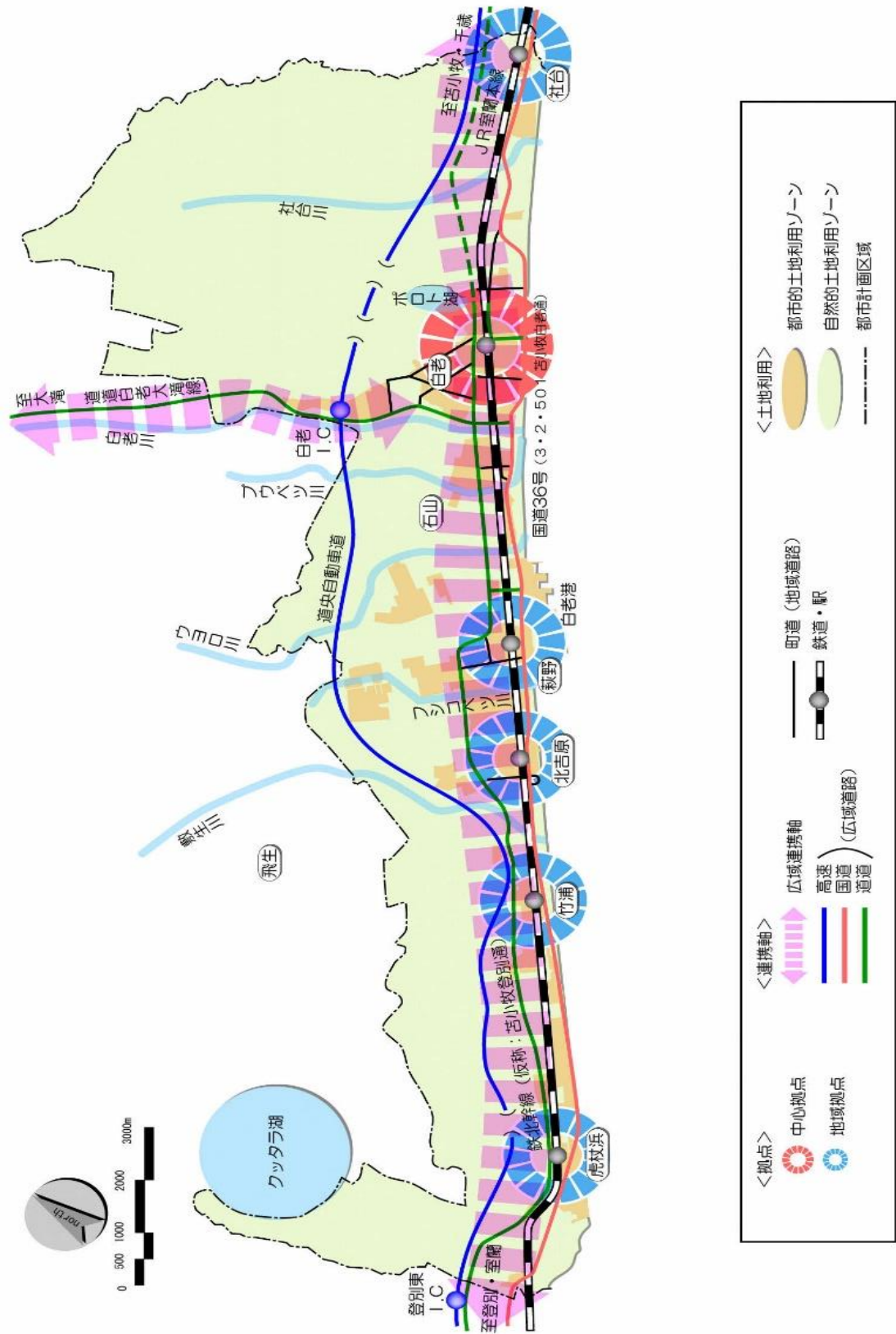
将来都市構造は、本町が目指す将来都市像の実現に向け、まちの拠点となる場所や、都市の骨格を形成する軸の配置といった目指すべき都市のあり方を示すものです。

本計画が目指す将来都市構造は、都市づくりの理念である「戦略的な縮充による持続可能な都市づくり」に基づき、暮らしの場の近くに様々な都市機能や働く場が適切に立地し、それらが道路・公共交通のネットワークによって有機的に結びついた「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造とします。



## 2 将来都市構造の設定

基本的な考え方を踏まえ、本町の将来都市構造を以下のとおり設定します。



## Ⅲ 都市づくりの基本方針

### 1 土地利用の方針

#### 1-1 現状と課題

本町の都市的土地利用は、昭和 30 年代後半の大規模工場の進出操業から活発化し、昭和 40 年代前半には、郊外地を中心とした温泉付き大規模分譲が行われ、無秩序な開発が進みました。その開発を抑制するため、昭和 48 年に区域区分制度を導入し、都市計画区域の線引きよる、良好かつ安全な市街地の形成に努めてきました。

その後、バブル期による経済成長や人口増加に伴い、一定のルールのもと市街地が拡大し、都市インフラについても高い水準で整備が進みましたが、近年の本格的な人口減少社会への突入により、これまでの人口増加を前提とした拡大志向の都市づくりから人口減少を見据えた都市づくりへと、都市構造のあり方が大きく変化しています。

これからのまちづくりにおいては、町民の日常生活の要素である「住まう」、「働く・学ぶ」、「憩う」を充足させるために必要な各種の都市機能を集約し、それらの要素を「交通」により補完・連携がなされるような、都市空間を形成することが求められています。

また、コンパクトな市街地形成にあわせて、誰もが徒歩や自転車、ベビーカーや車いすなどで、移動可能な範囲において、商業・医療・福祉や行政などの多様なサービスを楽しむことができる、“歩いて暮らせる”利便性の高い市街地づくりも求められています。

#### 1-2 基本的な考え方

機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図り、町内の各拠点を中心とした安全で快適に暮らせる生活圏を形成する土地利用を目指します。

また、地域の特性や周辺環境との調和に配慮し、緑の保全と計画的な開発による適正な土地利用を進め、自然と都市が共生したまちを目指します。

#### 1-3 基本方針

##### (1) 集約型土地利用への転換

- ・ 人口減少に対応した都市づくりを前提に、市街化区域の拡大は原則行わず、市街地内の低未利用地や既存ストックの活用による機能充実を図ります。
- ・ 鉄道駅等を中心に、生活に必要な都市機能を集約させ、町民の暮らしの核となる拠点形成を図り、便利で暮らしやすいまちを目指します。
- ・ 市街地郊外部・外縁部の住宅地は、安心・快適に住める環境を保持しつつ、まちなかへの居住誘導を推進します。
- ・ 過度に自動車に依存しないコンパクトな都市の実現に向け、また、歩いて暮らせる市街地の形成に向け、公共交通ネットワークと都市機能等の立地を連携させ、誰もが移動しやすく、環境負荷を低減させる土地利用を推進します。
- ・ 公共施設等の拠点集約・再編により、町民サービスの充実と行財政運営の健全化を両立させ、効率的で効果的な都市経営を図ります。
- ・ 持続可能でコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画の策定を検討します。



## (2) 都市的土地利用の推進

### ① 住宅系

- ・ 土地区画整理事業や開発行為によって計画的に整備された住宅地については、充実した都市基盤をこれまでと同様に適切に維持・管理しながら、質の高い居住環境の確保に努めます。
- ・ 郊外においては、自然と調和したゆとりある良好な居住環境の維持・保全を図るとともに、中心部においては、都市機能が集積される優位性を活かした高密度な居住環境の形成に努めます。
- ・ 若者単身者、子育て世代、高齢者など誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに応じた住まいができる土地利用を図ります。
- ・ 市街地の拡散を抑制し、効率的な土地利用を図るため、住居系用途地域への居住誘導を促進します。また、災害リスクの高い地域からの居住誘導や土地利用の規制についても検討します。
- ・ 特定空家等（危険な空家等）の解消に努めるとともに、居住の受け皿、コミュニティ拠点の形成に向けた空き地・空家等の活用を検討します。
- ・ 小中学校等の公共施設の跡地については、地域の特性や周辺住環境との調和を十分配慮しつつ、民間による利活用も含め、地域の発展や本町のまちづくりに資する土地利用を検討します。
- ・ 地域特性に応じた土地利用の誘導を図るため、必要に応じて都市計画制度の柔軟な運用を検討します。

### ② 商業系

- ・ 商業・業務地については、行政や文化、商業及び事業所など多様な都市機能の誘導や集積を推進するとともに、民間活力による土地の集約、区画再編などを支援し、都市機能の立地を誘導します。
- ・ 白老駅周辺は本町の中心拠点として、にぎわいの創出を図り、活力あふれた都市づくりを推進します。また、ウポポイをはじめ町内観光地との回遊性向上により、観光振興と連携した中心市街地の活性化を目指します。
- ・ 地域の活性化や交流の拠点となる「道の駅」の整備について検討します。
- ・ その他各地区の商業地においても、地域住民の日常生活を支える商業地として維持していくとともに、地域コミュニティや観光などの交流機能の向上による活性化を目指します。
- ・ 白老駅北観光商業ゾーンは、ウポポイを核とし、観光・商業施設と一体となった、賑わいのある交流空間の創出を目指します。
- ・ 商店街の良好な景観形成と活性化を図るため、空き店舗を活用した新規開業や改修等に対する支援に努めます。

### ③ 工業系

- ・ 工業地については、既存の工業系用途地域の効果的な利用を図るとともに、企業の立地に必要な基盤整備を推進し、産業構造バランスを考慮しながら新たな立地を促進します。
- ・ 道央自動車道のインターチェンジを有効に活用する観点から、その周辺においては、工業施設・流通業務施設の集積を中心とした計画的な土地利用を検討します。

- ・ 白老港の臨港地区については、新産業の進出及び都市機能の充実を図るため、港湾計画に基づき必要な見直しを行います。
- ・ 本町の交通利便性や既存産業の集積を活かして、工業団地内の未分譲地を中心に優良企業の誘致を進めます。また、未分譲地や工業系用途地域内の空き工場や工場跡地に関する情報提供を行うほか、新分野進出や新事業展開に意欲的な企業に対する支援・相談体制の充実を図ります。
- ・ 工場の転出などにより著しく土地利用の変化がみられる地域では、周辺地域への影響などを考慮しながら、用途地域の見直しを検討します。

### (3) 自然的土地利用の推進






- ・ 無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制し、環境負荷が少なく良好な景観を形成するため、身近な緑地・農地の保全を推進します。
- ・ 農用地については、農業振興と農地保全を基本として市街化を抑制するとともに、農地がもつ生産、環境保全、防災などの多面的機能の保全を図ります。
- ・ 山林については、豊かな緑地機能、水源涵養や地すべりの災害防止機能として、その保全を図ります。また、自然環境の特性に応じて、自然と親しむ場の提供、スポーツ・レクリエーションの振興など、緑の特性を生かした土地利用を進めます。
- ・ 水面・河川については、雨水対策による安全性の確保や良好な水環境の回復、資源の有効利用等を図るための必要な用地を確保し、適切な管理と整備を推進します。  
また、大規模なオープンスペースを有する湖沼は、町内外の人々の観光・健康レクリエーションの場として、周辺環境と調和した有効利用を進めます。
- ・ 本町の特長である豊かな自然環境を将来にわたって適正に確保していくため、住民やNPO、事業者などの多様な主体との連携・協働による管理・保全・活用を促進します。

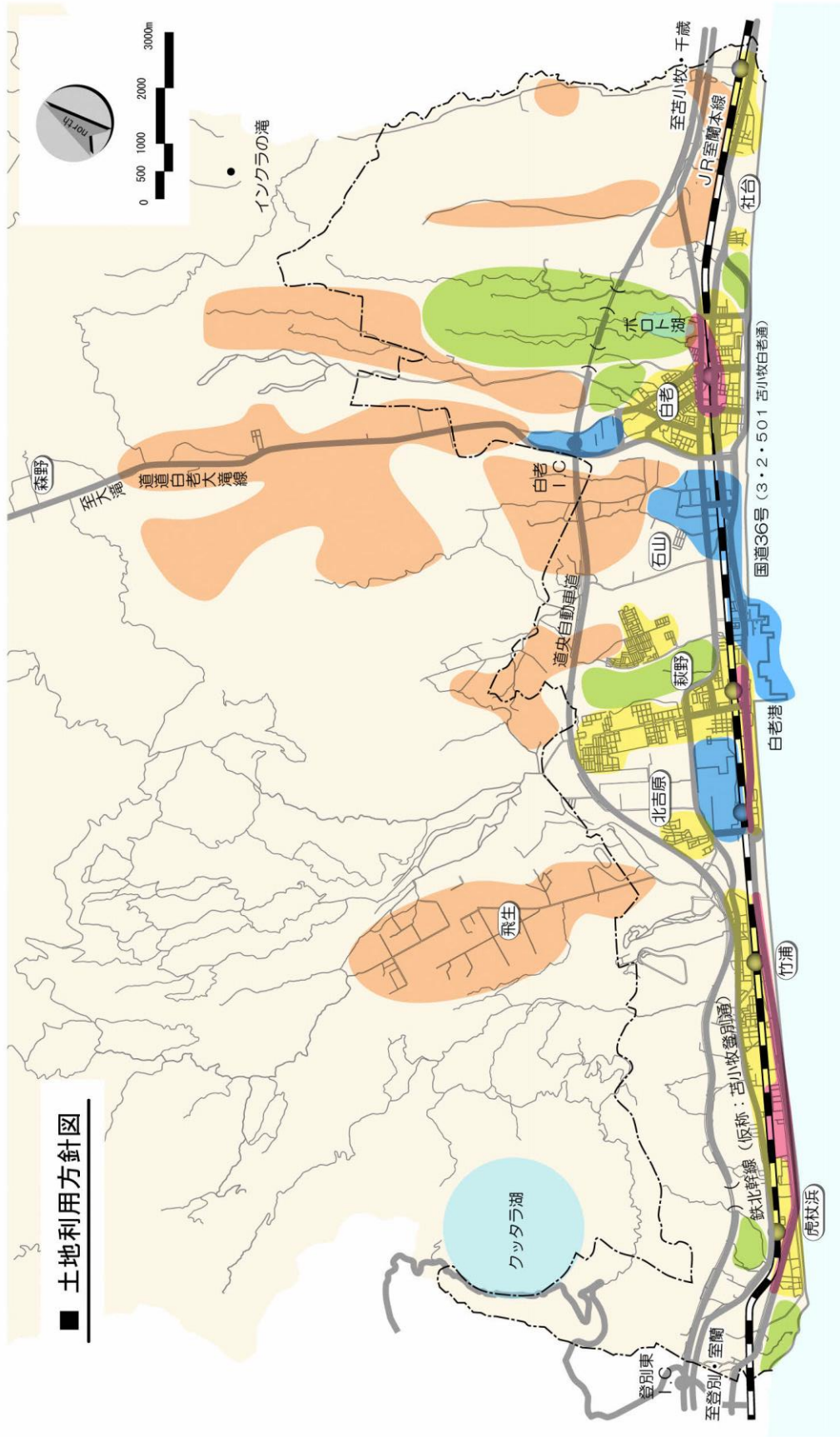


上空から見た白老市街地

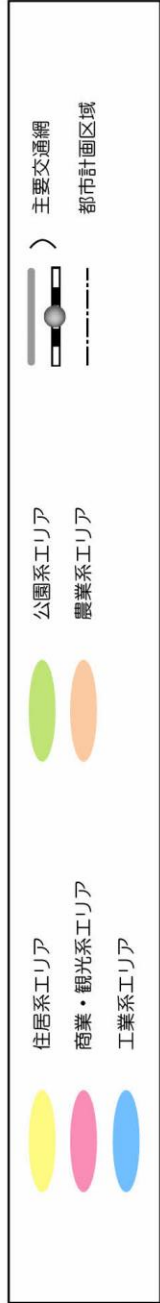
#### 1-4 土地利用区分別の方針

将来都市構造の実現に向けて、本町が目指す土地利用区分ごとの土地利用方針を、次のとおり設定します。

名称	土地利用方針
住居系エリア 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の維持と既存住宅ストックの活用等により、持続可能な住環境を形成します。</li> <li>・無秩序な市街地の拡大抑制と計画的な都市基盤施設の維持管理により、住環境の向上に努めます。</li> <li>・町民との連携のもと、緑豊かで落ち着いたある居住空間の形成に努めます。</li> </ul>
商業観光系エリア 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白老駅周辺の商業・業務地では、既存の商業の集積を活かしつつ、町の中心としての利便性や活力向上を目指し、商業・業務施設の立地を誘導します。</li> <li>・中心市街地はイベントや文化活動等が繰り広げられる地域として、その取り組みを支援し、まちなかの賑わい創出に努めます。</li> <li>・地域や観光を支える沿道商業地は、周辺住環境に配慮しつつ、中心市街地や他の商業地区との共存・連携を図り、インフォメーション機能の向上に努めます。</li> <li>・ウポポイ（民族共生象徴空間）に関わる集客をまちの活性化に結びつけるため、中心市街地と町内観光地との連携を強化し、回遊性の向上を図ります。</li> </ul>
工業系エリア 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業系用途地域内の効率的利用と基盤整備を推進し、企業立地を促進します。</li> <li>・工業用地の整備は、周辺環境の保全に配慮しながら、緑豊かな生産環境を創出します。</li> <li>・港湾施設用地は、港湾関連用地の充実と多種多様なニーズに対応した質の高い港湾環境整備を推進します。</li> </ul>
公園系エリア 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な自然や公園・緑地は、町民に健康・レクリエーション空間を提供し、潤いや安らぎを与える場として、保全や環境整備等に努めます。</li> <li>・災害時の避難路、避難地など、防災上の機能を確保します。</li> </ul>
農業系エリア 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を活かした農業生産の推進により農業の活性化を図るため、生産基盤となる農地の確保と保全に努めます。</li> </ul>



■ 土地利用方針図



## 2 都市交通の方針

### 2-1 現状と課題

本町の幹線道路網は、海岸線沿いを走る国道36号と道央自動車道が東西方向に、道道白老大滝線がそれらと直角に交差するよう配置されており、さらにもう一本の交通軸としてJR室蘭本線が国道36号と並行に走っています。

令和2年、ウポポイの開業にあわせて、国道36号（樽前-社台）の4車線化、道道白老大滝線の通年通行（冬季は日中通行のみ）、JR白老駅への特急北斗の停車が実現するなど、広域交通網の利便性が向上しました。

しかし、本町の幹線道路網は災害時の代替性が脆弱であり、国道36号を補完する路線として、（仮称）苫小牧登別通の道道昇格及び早期整備が望まれています。

一方で、日常の生活圏内では、地域別の拠点形成を図り、過度に自家用車に依存しない、誰もが安全で安心に移動できる環境づくりが求められています。

これからは、拠点間をつなぐ道路環境の充実を図りながら、公共交通ネットワークの強化に努め、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるための基盤づくりに取り組んでいかなければなりません。

また、高齢化等の進行に伴い、歩いて暮らせる都市づくりが求められていることから、自動車のための環境整備だけではなく、歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できる空間整備も必要です。

### 2-2 基本的な考え方

公共交通サービスを高め、道路ネットワーク機能の向上を図るとともに、適正な交通需要を踏まえた交通体系の確立を目指します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの実現に向け、誰もが快適に移動できる交通環境のまちを目指します。

### 2-3 基本方針

#### （1）道路交通網の整備促進

##### ① 広域幹線道路の整備

- ・本町は、東西に隣接する市と強い繋がりをもって生活圏が形成されていることから、都市間の交流や物流機能の強化がより一層図られるよう、広域幹線道路である国道36号の拡幅整備促進について国に対して要請します。
- ・災害時の代替・補完路として防災道路機能の充実が図られるよう、（仮称）苫小牧登別通の道道昇格及び早期整備促進について北海道に対して要請します。

##### ② 地区幹線道路の整備

- ・町内の幹線道路は、広域的な道路網を補完する形で形成されており、円滑な移動と拠点間の連携を高めるための基盤として維持・改善に努めます。
- ・将来的な社会経済情勢や苫小牧圏全体の都市計画道路ネットワークの方向性を踏まえ、都市計画道路の必要性や実現性、変更・廃止した場合の影響等を勘案し、都市計画道路の見直しを検討します。

### ③ 生活道路の整備

- ・ 町内の生活道路は、市街地の街区形成や空間構成など、さまざまな機能を有しており、町民の日常生活に欠かせない重要な基盤として、すべての人が安心して通行できるよう、適切な維持・管理に努めます。
- ・ 地域の道路愛護活動については、補修資材の支給を拡充するなど、町民との協働による道路管理を支援します。

### ④ 交通環境の整備

- ・ 生活道路を中心に危険個所の定期的な把握を行うとともに、必要な箇所への交通安全施設の設置や適切な管理・補修等に取り組みます。
- ・ 主要な公共施設の周辺については、ユニバーサルデザインに基づいた整備・改修を進め、高齢者・障がい者など、誰もが利用しやすい交通環境の形成に努めます。
- ・ ウポポイ開業により今後増加が見込まれる海外観光客に対して、標識・案内看板などの多言語化を推進し、来訪者の満足度を高める情報提供に努めます。

### ⑤ 道路施設の適正な維持管理

- ・ 道路及び橋梁など長期にわたり安全に利用できるよう、早期措置段階にある施設の改築・更新を優先した後、予防保全型の老朽化対策を進め、道路施設の長寿命化を図ります。

## (2) 持続可能な公共交通網の形成

### ① 公共交通体系の整備

- ・ 高齢化社会を迎える中、公共交通が果たす役割はこれまで以上に重要になっていることから、バスや鉄道など既存公共交通網が将来にわたり持続できるよう、関係機関と連携・協力を図りながら、利用環境の維持・改善に努めます。
- ・ バス事業者や近隣自治体と連携し、既存のバス路線の維持・充実を図りつつ、より広域で誰もが利用しやすい地域公共交通網の形成を検討します。
- ・ 「白老町地域公共交通網形成計画」の見直しを図りながら、効率的で利便性の高い運行形態の構築に努めます。また、過度に自動車に頼る状態から公共交通を適度に利用する状態へと町民の自発的な意識転換を促す取組（モビリティマネジメント）を進め、公共交通に対する町民の関心・理解度の向上に努めます。

### ② 公共交通機能の充実

- ・ 誰もが円滑な移動サービスを享受できるよう、新たな移動手段の確保策について検討します。また、路線バスの接近がわかるロケーションシステムやMa a S等の交通に関する新技術など、国や民間等の動向を注視しながら、その活用について検討します。
- ・ 運転に不安を感じる高齢者等が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりに取り組み、高齢ドライバーによる交通事故防止と町内循環バスの利用促進を図ります。
- ・ バス待ち環境の向上や、車両のバリアフリー化を進め、誰もが快適に公共交通を利用できる環境整備を促進します。
- ・ 拠点間における回遊性の向上と活発な観光交流を促すため、観光客の移動ニーズ等を調査・分析しながら、交流促進バスの利用促進を図ります。

### 3 都市施設の方針

#### 3-1 現状と課題

上下水道やごみ処理施設、公営住宅、港湾等の都市施設は、安全で快適な生活環境を支え、地域の産業・経済の発展に寄与し、都市の魅力や活力を生み出す重要な施設です。

これらの都市施設は、今後一斉に更新の時期を迎え、集中的な設備投資が危惧されており、加えて、人口減少や少子高齢化の進行により、町財政も一層厳しくなることが想定されることから、適正規模・適正配置を基本とした都市経営が求められています。

特に、公共建築物については、管理に関する取組の中で、近隣施設・類似施設の有無や人口動向などを踏まえ、集約・複合化等によるサービス向上とコスト削減の可能性を検討していく必要があります。

現在、町立病院の早期改築と役場庁舎の建替え検討が進んでいます。町立病院にあたっては、新たな発注方式を採用し、工事期間の短縮と事業費の縮減に向けて取り組んでいるほか、役場庁舎についても施設の複合化や民間活力の活用を検討するなど、公共施設の効率的・効果的な運営に努めています。

また、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすい施設の実現を目指すためには、様々な物理的障壁を取り除いていくことが重要です。少子高齢社会への対応、人にやさしい都市環境の創出を目指し、既存施設のバリアフリー化の推進はもとより、新たな公共施設や公共空間の整備に際しては、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備が求められています。

#### 3-2 基本的な考え方

ライフラインについては、中・長期的な視点を持ちながら、計画的に維持管理、更新等を進め、快適な生活環境の確保を目指します。

また、今後の人口減少社会における需要動向を踏まえ、都市施設のあり方を「新たに作る」視点から「賢く使う」視点へと転換を図り、持続可能な都市経営を目指します。

#### 3-3 基本方針

##### (1) 港湾施設の整備

- ・ 白老港については、地域産業の一翼を担う重要な地方港湾として、また、沿岸で展開される水産活動の基地として、地域の産業・経済の発展に寄与するよう、施設の機能強化、利活用促進に向けて取り組みます。
- ・ 取扱貨物の主力である「砂の移出」が減少傾向にあることから、新規取扱貨物の開拓を進めます。
- ・ 第3商港区の静穏度向上を図るため、島防波堤の延伸について国へ働きかけます。また、漁港区の老朽化更新や狭隘化解消についてもあわせて要望していきます。
- ・ 港の機能を多様化し、海洋レクリエーションの場、賑わいの場、交流の場としての活用を推進します。また、ウポポイへの誘客をセールスポイントとして、大型客船の誘致を図ります。
- ・ 港湾関連用地の充実を図るため、高度な土地利用を推進します。

## **(2) 処理供給施設の整備**

### **① 水道施設の整備**

- ・ 将来にわたり、安全で安心なおいしい水を安定的に供給するため、水道ビジョンに基づき、老朽化した施設や管路の計画的な更新を推進します。また、災害時にも安定した水の供給を行うことができるよう、水道施設の耐震化を進めます。
- ・ 今後の人口減少社会における需要量の変化などを踏まえ、水道管径のダウンサイジングなどにより、効率的で効果的な水道施設の更新を推進します。
- ・ 人口減少社会においても、持続可能な水道事業を運営するため、経営の健全化を図ります。

### **② 下水道施設の整備**

- ・ コンパクトな都市づくりと連携し、公共下水道、合併浄化槽などを組み合わせた適切な処理のあり方を検討します。
- ・ 「公共下水道ストックマネジメント計画」、「公共下水道経営戦略」などに基づき、公共下水道の計画的な更新、維持・管理を推進します。また、災害時にも町民生活に支障をきたさないよう、下水道施設等の耐震化を進めます。
- ・ 人口減少社会における持続可能な下水道事業の実現に向け、地方公営企業法の適用による「事業の見える化」を図り、より安定的な経営を目指します。
- ・ 公共下水道以外の区域は、水環境の保全を図るため、合併処理浄化槽による生活排水対策を推進します。

### **③ ごみ処理施設の整備**

- ・ ごみ処理については、これまで同様、登別市との広域処理を継続し、安定的かつ効率的なごみ処理体制を維持します。
- ・ 環境衛生センターの適正な維持・管理により、周辺環境に配慮した施設運営に努めます。また、最終処分場の容量が限界に近づいていることから、施設改修をはじめ、民間活力の活用や新たな処分地の確保など、今後の方向性について多角的に検討します。

## **(3) 公営住宅等の整備**

- ・ 将来の需要戸数を勘案しつつ、まちづくりとの連携、立地のバランスなどに配慮しながら、団地の集約・統廃合を検討し、効率的な住宅団地の整備に努めます。
- ・ 「白老町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を行いながら適切な維持管理を図ります。
- ・ 子育て世代などの若い世代の定住促進や高齢社会に対応した住居の提供など、多様なニーズに配慮した公営住宅政策を推進します。
- ・ 老朽化が著しい公営住宅の解消に努めるとともに、居住者の利便性に配慮した「まちなか居住」の取り組みを推進します。



#### (4) その他の公共施設の整備

- ・ 「白老町公共施設等総合管理計画」で掲げられている基本的な考えに基づき、コスト削減とサービス水準の維持、効率的な管理運営等を図ります。また、コンパクトなまちづくりを意識しながら公共施設の適正配置に向けて検討を進めます。
- ・ 各公共施設に求められる機能、効率的な設備の保全や維持管理手法を踏まえて、施設の複合化や指定管理者制度の活用等、効率的な施設の整備・管理運営等に取り組みます。
- ・ 民間の資金、経営能力、技術的能力の活用により、町による事業コストの削減と効率的かつ効果的なサービスを提供するため、「PPP/PFI」の導入を検討します。
- ・ 機能的な都市活動の確保、向上を図るため、新たに必要となる施設の整備については、長期的な展望に立って広域的な連携を検討します。
- ・ 共生社会の実現に向け、誰もが安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設等の整備に努めます。

## 4 都市環境の方針

### 4-1 現状と課題

水と緑の豊かな自然環境は、白老らしい風景や風土を形成する基本的条件であり、町民のみならず町外からの訪問者にとっても憩いやレクリエーション空間等としての役割を發揮することが期待されています。

また、快適な生活空間の形成や多様な生物の生息空間といった様々な意義を有するものとして、一層の保全・活用が望まれています。

こうした特性を踏まえ、豊かな水と緑を織りなす良好な景観の保全と、各地域の特性を活かした魅力ある景観づくりが求められます。

公園や緑地は、コミュニティの形成やスポーツ・レクリエーションなど、誰もが身近に利用できる憩いの場であり、同時に災害時等の避難機能を有する場でもあります。

現在、町内には30か所の公園・緑地が整備されていますが、遊具・施設等の老朽化が進み、安全確保等の問題が深刻化してきていることから、適切な維持管理等に努め、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりが求められます。

緑地や水辺などの自然環境は、都市に暮らす人々に安らぎを与えるとともに、環境負荷を軽減させるなど、様々な役割を担っています。豊かな自然と都市が共生するまちづくりに取り組みながら、再生可能エネルギーの普及等に努め、まちの低炭素化を目指していくことが求められます。

### 4-2 基本的な考え方

自然や都市景観を保全・活用したまちづくりを進め、緑豊かなうるおいのあるまちを目指します。

また、環境にやさしい低炭素・循環型都市の形成に努め、環境負荷の小さい持続可能なまちを目指します。

### 4-3 基本方針

#### (1) 公園・緑地の整備

- ・ 町民の憩いの場と潤いのある生活空間を創出し、緑あふれる良好な都市環境を形成するため、公園施設等の適切な維持管理や計画的な緑地の保全と整備を進めます。
- ・ 「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園機能（遊具や施設）の見直しやストックの再編に努めるとともに、利用頻度や公園に対する町民ニーズ等を踏まえながら、施設の更新や撤去等を進めます。
- ・ 花と緑にあふれた美しいまちなみを形成するとともに、公園や緑地の良好な管理を行うため、町民による緑化活動の支援など、個人・団体・企業の参加と協働による、地域と連携した都市緑化を推進します。

#### (2) 緑と水の保全・活用

- ・ 本町の豊かな自然環境を将来にわたって引き継ぐため、自然との関わり方や共生についての十分な理解と積極的な参加を促し、自然環境の保全を推進します。

- ・ 地球温暖化の防止や水源の涵養、国土の保全など森林がもつ多面的な機能を維持・増進していくため、町有林の保育や民有林における森林施業への支援等に取り組みます。
- ・ 山林や里山、水辺等の緑を保全し、多様な動植物の生息・生育地の確保に努めます。特にヨコスト湿原は貴重な動植物の生息・生育地であることから、自然環境調査を行い、今後の保全・活用策について検討します。
- ・ 河川や湖沼などの水辺空間を町民の憩いの場、レクリエーションの場として活用するよう維持管理に努め、潤いのある水辺環境を保全、再生していきます。また、海浜植物の貴重な生息地である海岸についても保全を推進していきます。
- ・ 森林の適切な管理と活用に努め、里山整備、森林環境学習、ボランティア支援、地域材利用等に取り組み、環境活動の普及啓発を図ります。

### **(3) 良好な景観づくり**

- ・ 市街地の外縁を取り巻く豊かな山林、水と緑の骨格を形成する河畔林や海岸の緑は、郷土を象徴する景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観との調和を図ります。
- ・ 美しく地域色豊かな都市景観を形成するため、景観のあり方の検証や適切な管理指導を実施し、自然とまちなみが調和した景観の保全・創出を推進します。また、老朽化もしくは破損した施設や廃屋、看板等景観阻害要因の改善に向け、所有者に対する管理指導に努めます。
- ・ 地域の自然・歴史・文化を活かした個性ある魅力的な景観を保全・創出するため、景観形成に関する住民の意識醸成に努めます。
- ・ 町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、良好な景観の保全や環境美化等に努め、清潔で美しい環境のまちづくりを推進します。また、町民が安全、快適に暮らせるように公衆衛生の確保やモラル、マナーの向上を図ります。

### **(4) 環境負荷の低減**

- ・ 行政と町民、事業者がその役割と責任に基づき、ごみの減量化や資源化、正しい分別と廃棄物の適正処理に取り組み、循環型の地域社会づくりを進めます。
- ・ 環境への負荷を軽減し、温暖化等を防止するため、公共施設や企業におけるエネルギー消費抑制と合理化の促進、町民のライフスタイルの見直しによる省エネルギー対策を推進します。
- ・ 太陽光や風力、温泉などの自然の力による地球にやさしい再生可能エネルギーの活用を促進し、新たな活力の創造と地球温暖化の防止を図ります。
- ・ 電気自動車など低公害の公用車等の導入を検討します。また、町民・事業者へ低公害車の普及啓発を図るとともに、公共施設等における充電スタンドの設置の推進に努めます。
- ・ 環境負荷が少ないバスや鉄道などの公共交通の利用を促進します。また、自転車による移動を促進し、中心市街地や観光拠点におけるレンタサイクルなどの導入を推進します。
- ・ 都市構造、交通、エネルギー、緑の各分野において温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組み、環境負荷の小さい低炭素のまちづくりを推進します。また、低炭素社会を更に深化させたカーボンニュートラルの実現を目指します。

## 5 都市防災の方針

### 5-1 現状と課題

東日本大震災や北海道胆振東部地震をはじめとする大規模な地震や、台風などによる風水害が頻発化・激甚化するなか、災害に強いまちづくりが求められています。

このまちづくりを具現化するため、令和2年12月に「白老町強靱化計画」を策定し国土強靱化に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和3年7月、北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルによる津波浸水想定を受け、指定避難所の検証や津波避難計画の見直しなど、新たな津波対策が求められています。

近年では国において、急傾斜地の危険防止対策をはじめ、大規模盛土造成地の滑動崩落対策や河川氾濫による浸水対策など、宅地防災に向けた取組みが一層強化されてきております。

これからも、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、いつ起こるとも知れない災害時に迅速かつ的確に対応するため、自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策を推進していくことが求められています。

特に、今後においては、災害リスクの高いエリアからの居住誘導等について検討が必要となります。

また、身近な生活環境の安全を確保するため、空家や交通安全、防犯対策にも取り組み、安全で安心な都市づくりを推進していきます。

### 5-2 基本的な考え方

防災・減災対策を進め、災害予防の強化を図るとともに、早期に都市機能が復旧する災害に強いまちを目指します。

また、身近な生活環境の安全を確保し、安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

### 5-3 基本方針

#### (1) 災害に強い都市基盤づくり

##### ① 防災・減災対策の推進

- ・ 災害時における都市機能の維持・継続や、速やかな復旧、支援体制の強化を図ります。
- ・ 災害に対する地域の危険度やリスク要因を明確にし、地域特性に応じた防災・減災対策を推進します。
- ・ 大規模自然災害等に備えた事前防災・減災と迅速な復旧・復興を図るための指針である「白老町強靱化計画」に基づき、幅広い施策分野における強靱化に向けた取組みを推進します。
- ・ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制や移転の促進など、土地利用のあり方とあわせて検討します。
- ・ 被災後の復旧・復興を円滑に進めるため、起こり得る被害の規模や状況、課題等を想定し、災害時の対応力向上に努めます。

## ② 災害に強い市街地の形成

- ・ 災害時の円滑な避難・救助活動や都市活動の迅速な復旧を行うため、緊急輸送道路をはじめとする重要な道路の耐震化やネットワーク化を推進し、防災性の向上を図ります。また、災害対応に支障とならないよう、道路の無電柱化についても関係機関に対して働きかけます。
- ・ 電気、通信、水道、下水道などのライフライン施設は、町民の避難、救命・救助、避難生活、復興活動を支える重要な施設であることから、関係機関の協力のもと、施設の耐震化や機能更新に努めます。
- ・ 市街地においては建築物の不燃化や耐震化、道路や公園等のオープンスペースの確保、緑化の推進等に努め、災害に強い市街地形成を目指します。また、消防活動を円滑に行えるよう、消防水利の適正配置に努めます。

## (2) 防災体制の強化

### ① 防災活動拠点の強化

- ・ 防災活動拠点、避難場所を有効に機能させるため、公共施設の耐震化と必要に応じた建替え、改修を推進します。なお、災害対策本部となる役場庁舎については災害時における業務継続性を考慮し、防災対策または移転建替え等を検討します。
- ・ 町民の避難地となるグラウンドや公園、避難所となる学校等の公共施設では、防災機能の強化を図るとともに、円滑な避難ができるよう避難路の安全性向上に努めます。
- ・ 高齢者や障がい者、観光客等が安全かつ迅速に避難できるよう、避難路の整備や誘導案内板の設置などを進めます。

### ② 地域防災力の向上

- ・ 広域的な防災協定のもと、民間団体等を含む関係機関との相互の連携、協力体制の確立を図ります。
- ・ 日頃から町民が防災について意識し、災害時には迅速な対応ができるよう、町民の防災に対する啓発活動を推進し、防災意識の高揚を図ります。
- ・ 災害発生時に正確かつ迅速な災害情報を町民に提供するため、高度で総合的な情報ネットワークの構築を図ります。
- ・ 町民が様々な災害において迅速で適切な避難行動をとることができるよう、ハザードマップによる情報の周知や、地域による防災訓練の実施等を促進します。
- ・ 自助、共助、公助の役割分担を明確にしたうえで、自主防災組織の育成や防災活動に対する支援を行います。

## (3) 自然災害への対応

### ① 風水害対策の推進

- ・ 台風、集中豪雨等による洪水被害を未然に防止するため、白老川水系の計画的な改修を北海道に対して要請します。
- ・ 波浪、高潮被害の解消と砂浜回復による海岸保全を目的とした人工リーフや離岸堤等の整備を国や北海道に対して要請します。
- ・ 町内2級河川の氾濫浸水想定区域に対して、避難場所の周知徹底や迅速な情報提供を図りながら被害の未然防止に努めます。

- ・ 雨水による浸水被害を抑制するため計画的に排水路や公共下水道などの整備を推進します。
- ・ 自然環境がもつ多様な防災・減災機能が発揮されるよう、自然環境の保全や創出に努めます。

## ② 土砂災害対策の推進

- ・ 土砂災害による被害を最小限に抑えるため、ハザードマップなどによる町民への周知を継続します。
- ・ 斜面崩壊の危険が高い箇所については土砂災害対策を推進します。
- ・ 大規模盛土造成地については、滑動崩落の恐れがある区域を周知するとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努めます。

## ③ 津波浸水対策の推進

- ・ 津波からの迅速かつ確実な避難を実現させるため、徒歩による避難を原則とし、地域の実情を踏まえながら、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを目指します。また、津波避難ビル等の計画的な整備や民間施設等の活用を図りながら、津波に強いまちの形成に努めます。
- ・ 町立病院の改築にあたっては、屋上を津波一時避難場所として活用できるよう整備を進めます。

## (4) 安全で安心できる環境づくり

### ① 空き家対策の推進

- ・ 空き家の増加は、地域景観の阻害、防犯・防災上の危険性の増加、地域の資産価値の低下の原因となることから、所有者に対して適正な管理を促すとともに、空き家発生の未然防止や有効活用のための取組みを推進します。

### ② 地域の安全対策の推進

- ・ 地域の要望に応じ、自治会や町内会への防犯灯の設置を促進します。
- ・ 犯罪の防止・抑止や交通安全のため、通学路などにおける地域の見守り活動を積極的に支援します。
- ・ 交通事故防止における啓発活動や地域要望などを踏まえた交通安全施設の整備を推進します。また、信号機や横断歩道の整備を関係機関に働きかけます。
- ・ 関係機関と連携しながら、多様な情報媒体を活用し、防犯情報等の提供に努めます。